

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～7月11日は「水難事故の防止に向けた活動を行う日」です～

水難事故防止について、学校、家庭および地域で話し合いをしましょう。

毎年夏になると水の事故が増えます。

夏は、水に接する機会が多くなります。それに伴い、海・川・池などでの水遊びや魚採り中の水の事故が多く発生しており、近年は、お年寄りの水難事故も増えています。ご家族の人や地域の人からの声かけが事故を防ぐ第一歩です。普段から、危険な場所を確認し、特に「立ち入り禁止」看板や「あぶない！きけん！」などの注意看板がある場所には、近づかないようにしましょう。

子どもたちを水難事故から守るために

- 海や川などには子どもたちだけで行かせないようにしましょう。
- 水辺では子どもから絶対に目を離さないようにしましょう。
- 危険な場所に子どもが近づかないように家庭で指導しましょう。
- 海や川などでは大人が手本を示すとともに、危険な場所で水遊びをしている子どもを見かけたら注意しましょう。



水難事故の被害を防ぐには…

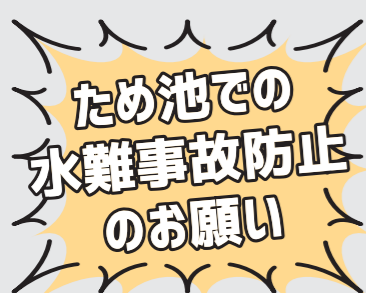
- あらかじめ危険な場所を確認し、近づかないようにしましょう。
- 健康管理を徹底し体調が優れない時や、疲れている時は水泳や水遊びは控えましょう。
- 急な天候の変化には十分注意し、悪天候が予想される時は海や川などに無理して出かけず、中止または延期を検討しましょう。
- ※自然と触れ合う時は楽しさの裏に危険が潜んでいることを忘れてはいけません。安全に対する事前の情報収集と備えを万全にして、楽しい夏を過ごしましょう。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

交通死亡事故ゼロ8年間達成！

南三陸町では、交通死亡事故ゼロの期間が6月1日をもって8年間となり、3日、宮城県知事から「褒状」が授与されました。この記録は、県内第1位となります。

これもひとえに、皆さんの継続した交通安全活動の成果であり、引き続き、町民総ぐるみで「交通安全」を心がけましょう。



ため池に転落する水難事故が全国で多発しています。ため池は浅く見えても急に深くなっている場合がありますので、子どもたちがため池に近づかないよう、地域の皆様からのお声かけをお願いします。また、個人でため池を管理されている人については、水難事故防止対策の徹底をお願いします。町では危険防止の立札を準備しておりますので、ご入用の人は農林水産課までご連絡ください。

☎ 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378



起業化計画を募集します

起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に事業所を有する個人、団体または法人。
- ・フランチャイズ・チェーンに加盟していない人。
- ・町税などを滞納していない人。

◆補助対象事業

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）。
- ・地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- ・継続が見込まれる事業であること。
- ・下記事業に該当しないこと。
農業、林業、漁業、金融業および保険業、不動産業、娯楽業のうち興行団、競輪、競馬などの競争業、競技団、遊技場、その他の娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業のうち政治、経済、文化団体および宗教ならびに外国公務、風俗関連営業、その他公序良俗などの観点から補助対象とすることが適当でないことと認められる事業。
- ・宗教活動、政治活動および公序良俗に反する活動ならびにこれらに類する事業でないこと。

◆補助対象経費

①施設設備費

- ・事業所の整備工事費、設備・機械などの購入経費。
- ・土地、建物、設備・機械などの借入経費（対象期間は12カ月以内）。

②雇用経費（対象期間は3カ月以内）

- ・雇用者（雇用保険加入者に限る）の人件費（役員、家族を除く）。
- ※①～②のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除きます。

◆補助額

補助対象経費の4分の3以内の額

◆補助限度額

200万円

【認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた人は、50万円を上限に加算することができる】

◆応募方法

①応募書類

- ・応募申込書
- ・起業化計画書（添付書類を含む）
- ・完納証明書

②起業化計画書提出期限

8月12日(金) 午後5時

③起業化計画書提出先

商工観光課商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、あらかじめ通知します。

※完納証明書は、町民税務課で交付申請してください（手数料がかかります）。

※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

医療用ウィッグ購入費への助成をしています

がん治療の副作用のため医療用ウィッグが必要な人に対して、購入費用を助成します。

●助成対象者

- ①ウィッグを購入した日から申請日まで南三陸町に住所を有する人
- ②がんの治療を受けた、または現在治療を受けている人
- ③世帯の町民税所得割課税年額の合計が304,200円未満の人
- ④町税などの滞納がない人

●助成対象費用

全頭用のウィッグ本体（1台限り）の購入費用。本体価格に含まれない付属品、ケア用品の費用などは対象になりません。

●助成の金額

1人につき助成対象費用の額または3万円のいずれ

か少ない額

●申請の手続き

南三陸町医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書（南三陸町HPからダウンロード可能）に次の書類を添えて申請してください。

- ①がん治療を受けた、または現に受けていることを証する書類の写し
- ②ウィッグの購入に係る領収証（購入した日付、品名、金額の記載のあるもの）の写し
- ③申請者およびその家族それぞれの課税証明書、完納証明書（役場町民税務課または歌津総合支所に請求してください）
- ④振込先の金融機関名、支店、口座番号、口座名義人などがわかる通帳の写し

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113